

食料・農業・農村政策審議会
畜産部会関係法令集

生産局畜産部

平成 2 0 年 6 月

農林水産省

目次

一	農林水産省設置法（抄）	1
二	食料・農業・農村基本法（抄）	2
三	食料・農業・農村政策審議会令（抄）	4
四	食料・農業・農村政策審議会議事規則	6
五	食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について（抄）	8
六	家畜改良増殖法（抄）	10
七	飼料需給安定法（抄）	11
八	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（抄）	12
九	畜産物の価格安定に関する法律（抄）	13
十	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（抄）	15
十一	肉用子牛生産安定等特別措置法（抄）	17

一 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第二節 審議会等

（設置）

第六条 （略）

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

審議会等	法律
食料・農業・農村政策審議会	食料・農業・農村基本法
（略）	

二 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）（抄）

第四章 食料・農業・農村政策審議会

（設置）

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百二十九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでんぷんの価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十二年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

三 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（抄）

（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員及び専門委員の任命）

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第六条 審議會は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議會は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議會の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議會に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 幹事は、審議會の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議會は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議會の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議會の庶務は、農林水産省大臣官房企画評価課において厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び国土交通省都市・地域整備局地方整備課の協力を得て処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議會の運営に関し必要な事項は、会長が審議會に諮って定める。

四 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定）

（総則）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 会議は、会長が招集する。

（議事）

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

（議事録）

第四条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

（臨時委員）

第五条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

（専門委員）

第六条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

（意見の陳述）

第七条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

（部会）

第八条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長

」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第九条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第十条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この議事規則は、平成十九年七月十二日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第二条 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成十三年三月二十一日食料・農業・農村政策審議会決定）は廃止する。

五 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定）（抄）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
(略)	
畜産部会	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第二条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第三条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

(略)	畜産部会	(略)	部 会
	生産局畜産部畜産企画課		課

六 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）（抄）

第一章の二 家畜の改良増殖に関する目標等

（家畜改良増殖目標）

第三条の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、牛、馬、めん羊、山羊、豚及び政令で定めるその他の家畜（次章及び第三章を除き、以下単に「家畜」という。）につき、その種類ごとに、その改良増殖に関する目標（以下「家畜改良増殖目標」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 家畜改良増殖目標は、家畜の能力、体型、頭数等についての一定期間における向上に関する目標を定めるものとし、その期間における家畜の飼養管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に即するものでなければならない。

3 農林水産大臣は、家畜改良増殖目標を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

七 飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）（抄）

（売渡の附帯条件）

第六条 政府は、前条の規定により輸入飼料を売り渡す場合には、その相手方に対し、売渡に係る輸入飼料（これを原料又は材料として製造した飼料を含む。）の譲渡又は使用に関し、地域又は時期の指定、価格の制限その他必要な条件を附することができる。

2 政府は、前項の規定により条件を附されて輸入飼料の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る輸入飼料の売渡価格に農林水産大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により条件を附されて輸入飼料の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、その後二年間、第四条第二項又は第五条第二項の規定による入札の方法による競争に加わらしめないことができる。

（飼料の需給がひつ迫した場合の特例）

第七条 政府は、国内の飼料の需給がひつ迫しその価格が著しく騰貴した場合において、これを安定させるため特に必要があると認めるときは、食料・農業・農村政策審議会に諮り、その所有に係る小麦を売り渡す場合において、その相手方に対し、その小麦から生産されるふすまの譲渡又は使用に関し、地域又は時期の指定、価格の制限その他必要な条件を付することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により条件を附されて小麦の売渡を受けた者につき準用する。

八 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）（抄）

第一章の二 酪農及び肉用牛生産の近代化を計画的に推進するための措置

（基本方針）

第二条の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

二 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

三 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標

四 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

五 その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する重要事項

3 基本方針は、酪農の発展と肉用牛生産の発展とが密接に関連していることにかんがみ、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的に推進することを旨として、定めるものとする。

4 農林水産大臣は、生乳又は牛肉の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

九 畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「原料乳」とは、次項の指定乳製品の原料である生乳であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

2 この法律において「指定乳製品」とは、バター、脱脂粉乳、れん乳（政令で定めるものに限る。）その他政令で定める乳製品であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

3 この法律において「食肉」とは、食用に供される家畜の肉をいい、「指定食肉」とは、豚肉、牛肉その他政令で定める食肉であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置

（安定価格の決定）

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、次の安定価格を定めるものとする。

一 原料乳及び指定食肉の安定基準価格

二 指定乳製品の安定下位価格

三 指定乳製品及び指定食肉の安定上位価格

2 安定価格は、原料乳及び指定乳製品にあつては生産者の販売価格について、指定食肉にあつては政令で定める主要な消費地域に所在する中央卸売市場における売買価格について定めるものとする。

3 安定基準価格及び安定下位価格は、その額を下つて原料乳、指定乳製品及び指定食肉の価格が低落することを防止することを目的として定めるものとし、安定上位価格は、その額をこえて指定乳製品及び指定食肉の価格が騰貴することを防止することを目的として定めるものとする。

4 安定価格は、原料乳又は指定食肉（当該家畜を含む。）については、これらの生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、これらの再生産を確保することを旨とし、指定乳製品については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

5 農林水産大臣は、安定価格を定めようとするときは、あらかじめ食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 農林水産大臣は、安定価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(安定価格の改定)

第四条 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、安定価格を改定することができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。

十 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「加工原料乳」とは、指定乳製品その他政令で定める乳製品の原料である生乳であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

2 この法律において「指定乳製品」とは、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する指定乳製品をいう。

（生産者補給交付金の金額）

第十一条 機構が交付する生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の金額は、政令で定める期間ごと及び指定生乳生産者団体ごとに、次項の規定により定められる生産者補給金の単価（以下「補給金単価」という。）に、当該指定生乳生産者団体が生乳の生産者からのその生産に係る生乳受託販売に係る委託（当該委託を受けた者からの当該委託に係る生乳の生乳受託販売に係る委託及び当該生乳につき順次にされる生乳受託販売に係る委託を含む。）を受けて当該政令で定める期間内に行つた生乳受託販売に係る生乳の数量（当該指定生乳生産者団体の指定に係る地域以外の地域における生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受けて行う生乳受託販売に係るものを除き、生産者積立金契約を締結した生産者の生産に係るものに限る。次条第一項において同じ。）のうち加工原料乳の数量として政令で定めるところにより都道府県知事又は農林水産大臣が認定する数量（その数量の毎会計年度における合計が、当該年度において機構が第三条第一項第一号の業務として交付する同号の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより指定生乳生産者団体ごとに算出される数量を超える場合にあつては、その算出される数量）に相当する数を乗じて得た額とする。

2 補給金単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

3 第一項の農林水産大臣が定める数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

4 農林水産大臣は、補給金単価及び第一項の農林水産大臣が定める数量（以下「補給金単価等」という。）を定めるに当たつては、酪農経営の合理化を促進することとなるように配慮するものとする。

5 補給金単価等は、毎会計年度、当該年度の開始前に定めなければならない。

6 農林水産大臣は、補給金単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

7 農林水産大臣は、補給金単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

8 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、補給金単価等を改定することができる。

9 第六項及び第七項の規定は、前項の規定による補給金単価等の改定について準用する。

第五章 雑則

（法の適用）

第二十条 法第三条から第五条まで及び第七条から第十二条までの規定は、法第二条第一項に規定する原料乳及び同条第二項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2・3 （略）

十一 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）（抄）

第三章 肉用子牛についての生産者補給金等の交付

（保証基準価格等）

第五条 この章において「保証基準価格」とは、肉用子牛の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として、毎会計年度、当該年度の開始前に農林水産大臣が定める金額をいう。

2 この章において「合理化目標価格」とは、牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額等からみて、肉用牛生産の健全な発達を図るため肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として、政令で定める期間ごとに農林水産大臣が定める金額をいう。

3 この章において「平均売買価格」とは、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものにおける指定肉用子牛（農林水産省令で定める規格に適合する肉用子牛をいう。次項において同じ。）の売買価格の政令で定める期間ごとの平均額として農林水産省令で定めるところにより算出される金額をいう。

4 保証基準価格及び合理化目標価格（以下「保証基準価格等」という。）は、家畜市場における指定肉用子牛の売買価格として定めるものとする。

5 農林水産大臣は、保証基準価格等を定めるに当たつては、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の二第一項に規定する基本方針に即し、肉用牛生産の近代化を促進することとなるように配慮するものとする。

6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、保証基準価格等を改定することができる。

7 農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

8 農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

9 農林水産大臣は、第三項の政令で定める期間の満了後遅滞なく、平均売買価格を告示するものとする。